

長岡市個人情報保護条例の一部を 改正する条例（案） パブリックコメント

（説明）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
条文を削る部分については、左欄に【削除】と記載しています。
新規に追加する部分については、右欄に【追加】と記載しています。
- 3 【略】と記載している部分は、改正をしない条文です。
- 4 新旧対象表に記載の条文のほか、必要な文言整理を行います。
- 5 改正条例の施行日は、平成30年11月1日の予定です。

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正案				現 行			
別表第 1（第 7 条関係）				別表第 1（第 7 条関係）			
	実施機関	事務			実施機関	事務	
	【略】				【略】		
	<u>【削除】</u>			5	市長	<u>子どもの医療費を助成する事務であって告示で定めるもの</u>	
6	【略】			6	【略】		
	<u>【削除】</u>			7	市長	<u>生活困窮者に対する介護保険による指定居宅サービス、指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって告示で定めるもの</u>	
	【略】				【略】		
11	市長	<u>重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの</u>			【追加】		
別表第 2（第 11 条関係）				別表第 2（第 11 条関係）			
	実施機関	事務	特定個人情報		実施機関	事務	特定個人情報
	【略】				【略】		
	<u>【削除】</u>			34	市長	<u>子どもの医療費を助成する事務であって告示で定めるもの</u>	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
	【略】				【略】		

	<u>【削除】</u>			36	市長	生活困窮者に対する介護保険による指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって告示で定めるもの	(1) 生活保護関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 (4) 住民票関係情報
	<u>【略】</u>				<u>【略】</u>		
40	市長	重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報		<u>【追加】</u>		